

函 環 政

令和6年(2024年)7月23日

民生常任委員会委員 各位

環 境 部 長

暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定に関する協定の締結について

このことについて、函館市とイオン北海道株式会社は、熱中症対策に関する協働の取り組みとして、同社が運営する市内7店舗を、気候変動適応法第21条第1項に規定する暑熱避難施設として指定することに合意し、同条第3項に基づき以下のとおり協定を締結しましたのでお知らせいたします。

#### 記

- 1 協定名  
函館市指定暑熱避難施設の管理および運営に関する協定
- 2 締結日  
令和6年7月22日
- 3 概 要  
(1) 北海道を対象とする熱中症特別警戒情報発表時に店舗の一部を暑熱避難施設(クーリングシェルター)として開放  
(2) 協定締結日から9月30日までの営業時間に店舗の一部を一時休憩所「はこだて涼しい処(っしょ)」として開放
- 4 対象店舗  
(1) イオン湯川店  
(2) マックスバリュ若松店  
(3) マックスバリュ堀川店  
(4) マックスバリュ石川店  
(5) マックスバリュ万代店  
(6) マックスバリュ深堀店  
(7) マックスバリュ弁天店

(環境政策課 電話：85-8154)